

令和5年10月採用

本庄市社会福祉協議会職員採用試験

▶ 1次試験日 7月9日(日)

※1次試験合格者を対象に2次試験を実施します。

職種	人数	受験資格等	その他
事務職	若干名	次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日以降生まれの方 大学、短期大学、専門学校を卒業した方 普通自動車運転免許を有する方 	※受験資格等について、詳しくは受験案内及び本庄市社協HPをご覧ください。

◆試験内容

- 1次試験 基礎能力検査・適性検査・課題式論文試験
- 2次試験 個人面接（1次試験合格者を対象）

◆受験案内・申込書 6月12日(月)から(福)本庄市社会福祉協議会（はにぼんプラザ2階、土・日・休日を除く）及び本庄市社協HPで配付

※郵送請求の場合、封筒の表に「受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（A4用紙が折らずに入る封筒に140円分の切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封してください（6月20日(火)必着）。

◆受付期間

6月12日(月)～30日(金) 午前9時～午後5時
 (土・日・休日を除く。郵送の場合、6月30日(金)必着)

◆書類請求・申込・問い合わせ先

〒367-0052 本庄市銀座1-1-1
 (福)本庄市社会福祉協議会
 ☎24-2755

※詳しくは、本庄市社協HPをご覧ください。



本庄市社協

★行政管理課 ☎25・1160
 4月30日付け 退職
 ▽神山 清香 (保健部保育課主任)

市職員の人事異動

1次試験日 9月3日(日)
 ※2次試験の日程等は、1次試験合格者に通知。
 ★インターネット申込について…人事院人材局試験課 ☎03・3581・5311、前記以外については、関東信越国税局人事第二課 ☎048・600・3111



人事院

2023年度税務職員(国家公務員)採用試験

受験資格 次のいずれかに該当する方
 ①令和5年4月1日時点で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方及び令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方
 ②人事院が①に準じると認められた試験の程度 高等学校卒業程度
 申込 6月19日(月)午前9時から28日(水)(受信有効)までに左記コードから(できない場合は、各地の国税局へ)
 1次試験日 9月3日(日)
 ※2次試験の日程等は、1次試験合格者に通知。
 ★インターネット申込について…人事院人材局試験課 ☎03・3581・5311、前記以外については、関東信越国税局人事第二課 ☎048・600・3111



自衛隊埼玉地方協力本部

自衛官候補生採用試験

受付期間 7月7日(金)まで
 受験資格 18歳～33歳未満の方(採用予定月の1日現在)
 ◎1次試験(WEB試験)
 日程 7月14日(金)～16日(日)のいずれか1日
 ◎2次試験(面接・身体検査)
 日程 7月22日(土)～24日(月)のうち指定する1日
 ※申込方法や入隊時期等、詳しくは自衛隊埼玉地方協力本部HPをご覧ください。合わせてください。
 ★自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎048・522・4855



6月1日～7日は水道週間です

第65回水道週間スローガン

「水道水 安心・安全 これからも」

市では、将来にわたって安心で安定した水道水を供給するため、「本庄市水道事業ビジョン」を策定し、浄水施設や管路の更新・耐震化など、ビジョンに掲げたさまざまな取組を実施しています。また、市ホームページでは本庄市水道事業ビジョン、水質検査結果、水道に関するQ & A等を掲載しています。ぜひご覧ください。

ここでは、水道を利用する皆さんに日頃から気を付けていただきたい点をお知らせします。これからも安全で安心な水道水が利用できるよう、皆さんのご協力をお願いします。

★水道課 ☎22-2151

漏水かな?と思ったら

まずは、どこで漏水が起きているかを確認しましょう。

◆漏水の発見方法

- ①建物内のすべての蛇口を閉める
- ②水道メーターにあるパイロット（赤と銀のコマ）を確認する

<パイロットが回っている場合>

水道メーターから建物側で漏水している可能性があります。

ります。市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください（修理費は本人の負担になります。賃貸住宅の場合は、建物の管理者に相談してください）。

※市指定給水装置工事業者は、水道課及び市HPで確認できます。

<パイロットが回っていない場合>

水道メーターより手前の道路側で漏水しています。水道課にご連絡ください。

水道課をかたる悪質な訪問販売にご注意ください

「水道課の方から来ました」、「水道課からの指示で」など、水道課と関係があるように装って訪問販売を行う業者がいます。不安をあおって水道管の清掃作業を行ったり、必要のない浄水器を設置して高額な請求をする、といった被害が全国で起きています。

市内でも、下水道に関連して同様の被害の報告がありました。

市では、水道管の清掃や浄水器設置などのあっせんはしていません。不審なときは、身分証明書の提示を求め、水道課または警察署へご連絡ください。

貯水槽水道の適切な管理をお願いします

ビルやマンション等の建物では、水道事業者から供給される水を受水槽にいったん貯めてから水道利用者に供しています。そのための給水施設を貯水槽水道(受水槽・高置水槽等)といいます。

貯水槽水道は、設置者が衛生管理することになっています。管理をしないと、汚泥や赤さび等が貯水槽水道の底に溜まる、雨水や虫が受水槽内に入ってしまうなど、さまざまな問題が発生します。

設置者の皆さんは、建物内の水道利用者に安全で安心な水が届けられるよう、日頃から貯水槽水道の適切な管理をお願いします。

●清掃と水質検査を行いましょう

- 清掃は毎年1回以上、専門的な知識・技能を有する者に依頼するなど、適正に行ってください。
- 清掃終了後は、水の臭い・味・色・濁りを確認してください。

●点検を行いましょう

- 貯水槽水道の周辺は常に清潔にしてください。
- 台風や大雨、地震などの後には、破損している箇所がないか点検してください。
- 水槽内に堆積物や浮遊物はないか、防虫網が設置されているか、マンホールのふたが施錠されているかを確認してください。